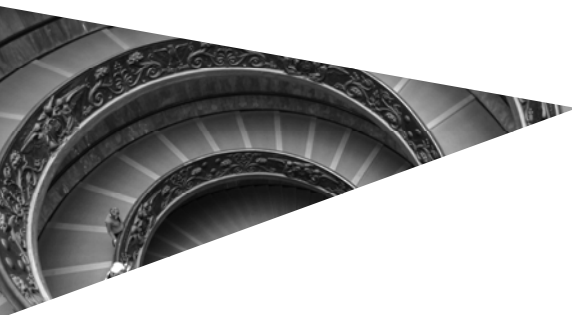


Japan Business Services



JBS update in Europe

In this issue

Europe / Global 共通

税務.....	1
IFRS.....	2
US GAAP.....	2
日本の会計.....	3
その他.....	4

Country updates

ベルギー.....	4
フランス.....	4
ドイツ.....	5
オランダ.....	5
ポーランド.....	5
スペイン.....	6
英国.....	6

Contacts.....	7
---------------	---

当ニュースレターは各トピックのオリジナル出版物のサマリーであり、詳細につきましてはオリジナルをご参照くださいますようお願い申し上げます。曖昧な部分または矛盾が発見された場合には、オリジナルが優先いたします。オリジナル出版物は、Eメールにて配信しておりますJBS update in Europe からダウンロードできます。

Europe/Global 共通

税務

EU tax news

Ernst & Young では、2ヶ月に一度 EU 加盟国にビジネス拠点を有する多国籍企業向けに EU tax news を発行しております。当該 News では EU 加盟国各国の直接税及び間接税についてのアップデートはもとより、各時期におけるホットな税務トピックスをご紹介します。

第3回グローバル税務リスク調査

Ernst & Young は、第3回グローバル税務リスク調査を実施し、「*Steady course; uncharted waters* (海図なき航海での安定した舵取り)」と題する調査レポートを発表しました。本レポートによると、引き続き、企業の税務機能に様々なプレッシャーがかかっていることが明らかとなりました。2006年に実施された調査の際には、企業の税務責任者の主な関心事は、グローバル化、規則の集約化及び透明性等でしたが、今回は、これらに加え不安定な経済、信用収縮、キャッシュフロー及び実効税率に関するプレッシャー、並びにリスク全体に対する利害関係者の関心が増加しています。特に回答者の90%以上の企業が、税務部門の機能の改善が今後2年間において、これまで以上に重要になる、としています。

IFRS

IASB、公開草案「法人所得税」-IAS 第 12 号に代わる新基準の提案

2009 年 3 月 31 日、国際会計基準審議会 (IASB) は、国際会計基準 (IAS) 第 12 号「法人所得税」に代わる新基準の開発を目的として、国際財務報告基準 (IFRS) の公開草案を公表しました。公開草案に対するコメントは 2009 年 7 月 31 日まで受け付けています。

Ernst & Young では、以下に記載している提案が IAS 第 12 号からの重要な変更点であると考えており、これらの主な概要を *IFRS outlook 増刊号第 36 号* にて詳述しています。

- ▶ 「税務基準額 (税務上の簿価)」及び「一時差異」の定義
- ▶ 一時差異アプローチの例外 (当初認識に関する適用除外規定の削除)
- ▶ 包括利益又は資本の構成要素への税金費用の配分
- ▶ 不確実な税務上のポジション
- ▶ 経過規定及び初度適用時の規定

IASB、IAS 第 39 号の改訂に関する暫定的な決定

IASB は、2009 年 4 月に IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」の改訂スケジュールを加速することを発表しています。これを受けた 2009 年 5 月の IASB 会議では、根本的ではあるが議論が分かれる複数の論点について検討が行われました。

またこの会議では、IAS 第 39 号の刷新プロジェクトにおいて、3 つに分けて取り扱われることとされた主要な論点のうちの 2 つ、すなわち「分類と測定」及び「減損」に関し、暫定的な決定が採択されています。Ernst & Young では、これらの採択内容を *IFRS outlook 増刊号第 42 号* にて詳述しています。

なお、3 つ目の論点である「ヘッジ会計」については、2009 年内に公表予定の公開草案にて取り扱われることになりました。なお、特筆すべき点は、IASB が金融商品の分類及び測定に関する規定を、2009 年度の年次報告書から適用することを志向していることです。

リース会計に関するディスカッション・ペーパー (DP)

IASB と FASB は、リース会計に関するディスカッション・ペーパー (DP) 「リース: 予備的見解」を、コメント募集のために共同で公表しました。IASB と FASB は、共通のリース会計基準を策定するため共同プロジェクトを進めており、その成果として本 DP を公表しました。DP では、すべてのリース契約から生じる資産及び負債を財政状態計算書 (貸借対照表) において認識することになります。コメントの提出期限は 2009 年 7 月 17 日です。

US GAAP

FASB、公正価値、一時的でない価値の下落、公正価値の開示に関する FSP を公表

2009 年 4 月 9 日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は次の FASB Staff Positions (FSP) を公表しました。

- ▶ FSP FAS 107-1 and APB 28-1 「金融商品の公正価値に関する期中開示」 (以下、FSP FAS 107-1)
- ▶ FSP FAS 115-2, FAS 124-2, and EITF 99-20-2 「一時的でない価値の下落に関する認識と表示」 (以下、FSP FAS 115-2)
- ▶ FSP FAS 157-4 「資産または負債に関する取引の量および水準が大きく減少している状況における公正価値の決定、及び無秩序な取引の識別」 (以下、FSP FAS 157-4)

いずれの FSP も 2009 年 6 月 15 日以後に終了する期中及び年度の会計期間から適用となり、2009 年 3 月 15 日以後に終了する会計期間において早期適用が認められております。

Ernst & Young は上記 FSP に関しまして 2 つの要約「Hot Topic」を発行しております。一つ目は FSP FAS 157-4 と FSP FAS 107-1 に対応しており、もう一方は、FSP FAS 115-2 に対応しております。

FSP FAS157-4、FSP FAS107-1

FSP FAS 157-4 は FAS 157 公正価値会計を修正し、FSP 157-3 『活発な市場が無い金融資産の時価の決定』に取って代わるガイダンスとなります。FSP FAS 157-4 は、資産または負債に関する取引の量および水準が通常の状態と比較して大きく減少している状況における公正価値の見積りについて、追加的なガイダン

スを提供するとともに、無秩序な取引を示唆する可能性のある状況についても追加的なガイダンスを提供しております。

FSP FAS 115-2

FSP FAS 115-2 は株式以外の証券について一時的でない価値の下落に関する現在の会計基準の要請を主に次の点を変更します。

- ▶ 価値の下落が一時的であると結論づけるための要件
- ▶ 一時的でない価値の下落の分類及びそれに応じた損益の認識方法
- ▶ キャッシュフローの回収可能性を評価する際に使用する用語
- ▶ 一時的でない価値の下落総額の損益計算書における表示
- ▶ 満期保有目的に区分される証券に関し包括利益に計上された金額の償却
- ▶ より細かい情報を提供する開示項目

Ernst & Young、FAS157 公正価値会計に関連して“Technical Line” 公正価値会計の考慮要素を発行

2006年9月にFASBは財務会計基準書第157号公正価値会計(FAS157)を公表しました。FAS157は米国会計基準における公正価値の測定に関するフレームワークを設定し、そのフレームワークの中で公正価値の統一定義を提供するとともに、公正価値評価の使用に関する開示を拡充させました。

FAS157の主要な目的は会計基準の適用にあたって、公正価値の統一定義の使用および当該定義を使用するためのフレームワークの使用を要請することにより財務報告に使用されている公正価値評価の一貫性、比較可能性、透明性を高めることです。公正価値評価に関するガイダンスは歴史的に、公正価値評価を要請している個別の基準のそれぞれの中に様々なレベルの詳細さで記載されていきましたので、資産や負債ごとに公正価値評価に関する多様な実務が存在していました。したがって、FAS157の現在の実務への影響は、企業ごと、資産・負債のタイプごと、基準書の適用ごとに異なる可能性があります。

Ernst & YoungのTechnical Lineは金融資産・負債以外の資産・負債にFAS157の原則を適用する際に生じやすいと考えられる実務上の主な変更点をピックアップするとともに、金融資産・負債の評価に関するいくつ

かの考慮要素を再考することを目的として作成されています。

日本の会計

企業会計基準委員会、会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準及び適用指針の公開草案を公表

企業会計基準委員会は平成21年4月10日、企業会計基準委員会 企業会計基準公開草案第33号「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第32号「会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の適用指針(案)」を公表しました。当該会計基準案では、新たな会計基準の制定によりその適用が求められる場合には、原則として新たな会計方針を過年度の財務諸表についても遡及適用することが提案されております。また、それ以外の正当な理由による会計方針の変更の場合にも新たな会計方針を遡及適用することとされます。当該公開草案は個別財務諸表に関する特段の取り扱いを設けておらず、連単ともに適用されることとなります。平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用することが予定されています。

企業会計基準委員会、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表

企業会計基準委員会は平成21年5月29日、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表しました。本論点整理は、IASBとFASBが共同で進める金融商品会計に関する現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、平成23年(2011年)完了を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としたものであり、大きく3つの論点(金融商品会計の範囲、金融商品の測定及びヘッジ会計)に分けて議論を整理しています。

金融庁企業会計審議会、「『我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)』公開草案からの主な修正(案)」を公表

金融庁の企業会計審議会は平成21年6月11日、企画調整部会を開催し、『我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)』公開草案からの主な修正(案)」を公表しました。2010年3月期からの任意適用を認めることを適当とし、また強制適用時期についても2012年を目途とするとして適用開始時期についてより踏み込んだ記述としたほか、個別財務諸表の開示のあり方について、幅広い見地から検討を行う必要

がある点を指摘するなど、諸点に修正が加えられていますが、当初案に対しては基本的に微細な修正にとどまっています。

詳しい情報は金融庁のホームページで見ることができます。

その他

2009 European attractiveness survey

Ernst & Young はこの度、2009 年欧州魅力度調査「2009 European attractiveness survey」を実施し、その結果を「*Reinventing European growth*」として公表しました。同調査は、欧州が 2008 年に国際投資における投資先 1 位の座を維持したことを明らかにしていますが、同時に欧州内の直接投資の動向の変化を読み取っています。さらに同公表物は、世界各国及び欧州域内における海外直接投資の今後の見通しを検討すると共に、欧州の魅力について他地域と比較して明らかにし、欧州が引き続き魅力的でかつ競争力のある投資先であり続けるための今後の課題を提示しています。7 回目となった同調査は、数千の経営者等の判断・意見そして Ernst & Young の知識・経験の集大成となっています。

European fraud survey 2009 - Is integrity a casualty of the downturn?

Ernst & Young では、2009 年 1 月から 2 月にかけて、欧州 22 カ国を対象とした Fraud Survey を実施致しました。この Survey は上場企業や多国籍企業のマネジメントや従業員に対し、延べ 2246 回にも及ぶインタビューを実施し、様々な角度から Fraud に係る調査を実施しています。特筆すべきは 55%もの会社が今後 2~3 年の間に Fraud が増加すると回答しており、企業の今後の対応が益々重要になってきている事を物語っております。尚、本レポートは Survey の結果を地域ごとにも分析しており、各地域ごとの特色を把握する事も可能です。

Country updates

ベルギー

受取配当免税に関する改正

ベルギー法人税法においては、一定の出資比率等を条件としてベルギー親会社が子会社から收受した受取配当について 95%免税の適用を受けることができますが、ベルギー親会社が税務上欠損である様な場合等この免税規定の恩典享受に関して制限を受ける場合があります。欧州司法裁判所に複数の訴訟が提起され、当該制限の存在が欧州親子会社指令に反するか否かが審議されておりましたが、Cobelfret Case に関する欧州司法裁判所の判断を受け、当該制限を一部撤廃する改正が行われることになりました。

フランス

税務還付債権への早期見込還付特例措置の導入

世界的な経済情勢の悪化を受け、政府は納税者の財政的な便益を考慮した制度を導入しました。従来、将来の要納税額と相殺し、それでも残った債権が特定の年限の後に還付されましたが、特例措置により 2009 年での見込還付を認めました。適用対象となるのは、研究開発費税額控除、損失繰戻税務債権が主なものです。見込還付であるため、実際額との差額が過大となった場合にはペナルティが課される点に注意が必要です。

連結納税制度における域内間接所有の容認

フランス税法 223A 条によれば、フランスにおける連結納税は内国法人による 95% 以上の直接・間接保有に基づく連結グループの組成が必要とされていました。外国法人は恒久的施設(PE)をフランス国内に有する場合を除いて、フランスの税務原則の一つ「属地主義」により、フランス法人税の対象法人とならないため、中間外国法人のフランス子会社はフランスの連結納税グループに組み入れることは認められていませんでした。欧州司法裁判所は 2008 年 11 月 27 日付けにて、EU 域内の会社を通じた間接所有が禁止されるこの現行ルールを設立自由の原則に反するとして判決を下しました。今後、フランス税法の改正が見込まれますが、それまでの適用も連結納税の条件が満たされる限り認められることとなります。フランス租税手続法 L190 条に基づいて遡及して適用されることも可能で、過剰納付である場合、還付請求も認められます。

ドイツ

景気対策パッケージ II (Act to Protect Employment and Stability in Germany)

2008年12月に施行された経済成長促進による雇用確保対策(Package of measures employment guarantee through growth incentives,)に引き続き、ドイツ政府は景気対策パッケージ(Economic Programm II)を策定しています。このパッケージの柱の一つである「ドイツにおける雇用の確保及び安定化に関する法律(Act to Protect Employment and Stability in Germany)」が2009年3月5日に官報に公布されています。

利子の損金算入制限及び繰越欠損金の利用規定

連邦議会金融委員会は、金融危機対策として、利子の損金算入制限および繰越欠損金利用(外套買収)に関する所得税法及び法人税法上の規定を、暫定的に緩和する国民負担軽減法案に関する審議を2009年5月27日に終了しています。連邦議会による法案可決は2009年6月、連邦参議院による同意は7月とみられます。

VAT パッケージ

VAT パッケージと総称される EU 指令が国内法に導入され、2010年1月1日より、特に、役務の提供場所の定義、EC セールズリストの記載内容及び EU 居住国外事業者による VAT 還付手続が大幅に改正されます。

ドイツ会計基準近代化法(German Accounting Law Modernization Act - BilMoG)

ドイツ会計基準近代化法が2009年5月28日に官報で公布され、2009年5月29日に施行されています。当初ドイツ会計基準を IFRS(国際財務報告基準)の代替会計基準へと発展させることを意図した同法ですが、最終的には特定の重要項目について小幅な改正内容となっています。

オランダ

2010 年度オランダ政府税制改正案

6月15日、オランダ財務省はオランダ税制改正にかかるコンサルテーション・ドキュメントを公表しました。これは、オランダを国際的企業の本社又は金融センターとして魅力的な国にする、との政府の意図が含まれています。

新・利子ボックス課税制度: 現行のグループ利子ボックス課税制度(選択適用型)が、欧州法に準じて、非選択型課税制度として修正提案されています。この5%課税対象には、関連する評価損益、為替差損益なども含まれることになっています。さらに、ファイナンスリース及びオランダ税務上にて資本取引と考えられるローン取引(ハイブリッドローン)も当制度の対象となります。

支払利息損金算入制限の拡大: 上記新利子ボックス課税制度により、支払利息の損金は5%課税の適用をうけることになるため、現行より不利益を被る可能性があります。これに加え、オランダ過小資本税制の変更が予定されており、支払利息の損金算入がより厳しくなることが予定されています。

法人税繰戻還付に関する重要な通達

従来、法人税の繰戻還付を行うためには、例えば、2008年分の法人税申告においては、①2008年分法人申告書を提出していること、②2007年分法人申告書について法人税に係る税務査定が終了していること、が必要でした。しかしながら、不況下のオランダ企業のキャッシュフローを改善するため、オランダ議会は、財務大臣の承認により、2008年法人税申告書提出前、かつ、2007年の税務査定終了前に繰戻還付の申請をすることができるようになりました。

新パートタイム雇用法(労働法)

オランダ政府は、経済不況の中、企業が運営に必要な労働者を会社の経営状況を圧迫しないように、新パートタイム雇用法を導入しました。雇用者と被雇用者は合意の上、最大で50%の労働時間を短縮することが可能です。被雇用者は非就労時間分に相当する失業保険を受給し、一方、法律上フルタイム労働者の権利を保全することができます。

ポーランド

自動車登録税

2009年3月19日、欧州委員会は、ポーランドにおいて自動車登録税が VAT 課税所得に算入されている件に関し、デンマークでの De Danske Bilimportører 事案を基に欧州司法裁判所の審査にかけることを決定しました。

加算税、欧州委員会法に準拠

2009年1月15日、欧州司法裁判所はK-1事案に関し、ポーランド法で規定されている加算税はVAT第6号指令に準拠しているとの判断を下しました。

スペイン

個人情報保護への企業としての対応

個人情報保護に関する規定は1990年代初め頃から議論され始めましたが、昨今、その対応についてはますます個人情報保護局によるコントロールの厳しさが増しております。

スペインでは、現行の基本法(1999年12月13日付15/1999号)とともに、この基本法を更に実務に合わせて補完・展開することを目標に2007年12月21日付勅令第1720/2007号により規定されていた新施行細則が2008年4月19日より発効しました。当該新施行細則は全部で158条から成り、全ての企業に個人情報保護のための一定の措置を義務づけています。

ここで新たに規定された点は、既に規定されている2年ごとの技術上の監査(法規定を遵守しているかのチェック)、および中・高レベルのファイルの法務上の監査に加え、段階的に義務を定め、これまでは電子処理上だけだった情報保護規定が2009年4月からは文書上に表れている個人情報にも及ぶことです。これらの法規定に対応していない企業に対するスペイン個人情報保護局による検査・罰則規定は強化され、罰金は違反1件ごとの累積式で601ユーロから600,101ユーロに及びます。

実務上の対応では、法律面からと情報セキュリティという技術面からの対応が要求されます。

具体的に企業に求められるのは次の点です。

- ▶ 企業が業務上扱う従業員、顧客、取引先などを特定する情報を決定し、その後保護局へ登録(インターネットで可能)
- ▶ それらの情報を含むファイルが法律上の義務を満たしているかの見直し
- ▶ 要件を満たしていないと思われる点の洗い出しを改善
- ▶ 新施行細則に則ったその企業独自の情報保護文書の作成、及び登録(インターネットで登録可能)

- ▶ 企業が既に有している情報ファイルの保護方法が適切であるかの見直し。(それにより新施行細則96条が定める2年ごとの監査を行うことになる)

新施行細則発効により企業側に要求される対応は段階的に導入されていきます。

2009年4月19日まで:

- ▶ 追加保護措置導入
- ▶ 電子化されている中レベル(従業員の履歴書、会社の財務情報等)ファイルの保護措置導入
- ▶ 電子化されていない低レベル(住所、氏名、電話等基本的な情報)ファイルの保護措置導入

2009年10月19日まで:

- ▶ 電子化されている高レベル(信条、組合活動、宗教、人種、健康状態等)ファイルの保護措置導入
- ▶ 電子化されていない中レベルファイルの保護措置導入

2010年4月19日まで:

- ▶ 電子化されていない高レベルファイルの保護措置導入

英国

英国及び日本における税制改正の留意点をまとめたニュースレターを発行

Ernst & Youngでは、先日、英国及び日本の税制改正の中で、特に日系多国籍企業にとって留意すべき論点をまとめたニュースレターを発行致しました。特に日本の外国子会社配当等の益金不算入制度については、ケーススタディを含めた形で新制度のインパクト等につき説明しております。又、英国においては、適用開始日こそ異なるものの、日本と時期を同じくして導入された配当免税制度や今後導入予定の自社の税務申告等に関し、CFO等が個人的にも責任を負わなければならないシニア・アカウンティング・オフィサーによる証明制度等を解説しております。

Contacts

Country	Name	Email Telephone
Belgium	Takashi Inayoshi 稲吉 崇	takashi.inayoshi@be.ey.com +32 2 774 9234
Czech Republic	Kazuaki Tominaga 富永 和晃	Kazuaki.Tominaga@cz.ey.com +420 225 335 552
France	Hitoshi Endo 遠藤 仁	hitoshi.endo@fr.ey.com +33 1 46 93 62 18
Germany	Takuji Kuniyoshi 国吉 卓司 (Dusseldorf)	takuji.kuniyoshi@de.ey.com +49 211 9352 10316
	Zonne Takahashi 高橋 存根 (Frankfurt)	zonne.takahashi@de.ey.com +49 6196 996 27437
Italy	Takahiro Kitte 切手 崇博	takahiro.kitte@it.ey.com +39 02 8066 9230
Netherlands	Hideki Tominaga 富永 英樹	hideki.tominaga@nl.ey.com +31 88 4071723
Poland	Toshizo Kamiyama 神山 敏蔵	Toshizo.Kamiyama@pl.ey.com +48 22 557 7558
Russia	Yuko Fite 松本 ファイト 裕子	Yuko.Fite@ru.ey.com +7 495 755 9759
Spain	Tomoko Noguchi 野口 倫子	Tomoko.Noguchi@es.ey.com +34 91 5727753
Switzerland	Katsura Suzuki 鈴木 桂	katsura.suzuki@ch.ey.com +41 58 286 3594
United Kingdom	Tokuya Takizawa 滝澤 徳也	ttakizawa@uk.ey.com +44 20 7951 5335

Comments or general inquiries regarding this newsletter may be directed to our communication team at:

JBS@uk.ey.com

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2009 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

In line with Ernst & Young's commitment to minimize its impact on the environment, this document has been printed on paper with a high recycled content.

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

DPD5529